平成27年8月31日

「清水銀行」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、この度、株式会社地域

経済活性化支援機構法 (平成 21 年法律第 63 号) 第 32 条の 11 第 3 項の規定に基づき、株

式会社清水銀行※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、平成27年8月31日付

けで、同銀行との間で特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※株式会社清水銀行の概要は、別紙のとおりです。

当機構は、地域金融機関に対し、特定専門家派遣を活用した「取引先事業者に対する

事業再生等のコンサルティング機能の強化」や「取引先事業者に対する事業性評価の体

制構築」を提案しています。

今般、当機構が派遣する特定専門家は、「財務内容の検証や事業再生計画の精査等、

清水銀行が取引先事業者に対して行う事業再生支援」及び「清水銀行における事業性評

価の分析手法・体制構築」について助言等を行います。

当機構は、特定専門家派遣を通じ、機構に結集されたノウハウを提供することにより、

地域における事業再生等支援及び活性化支援の担い手である金融機関等の支援能力の

向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてま

いります。

以上

<お問い合わせ

・ご相談の連絡先>

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階

代表: TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部: TEL 03-6266-0380

〇株式会社清水銀行の概要 (平成 27 年 3 月末時点)

本店所在地 : 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号

出 資 金 : 86 億円

設 立 : 昭和3年7月

取締役頭取 : 豊島 勝一郎

預 金 残 高 : 1 兆 4,044 億円

貸出金残高 : 1兆504億円